

令和5年5月2日

生徒・保護者の皆様へ

金沢高等学校

校長 杉浦外美夫

学校における新型コロナウイルス感染症対策の改定について

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日付けで、現在の感染症法上の2類相当から季節性インフルエンザと同じ「5類感染症」に移行されることが決定しました。つきましては、本校生徒の行動指針を以下のとおり改訂しますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

なお、今後の状況等を踏まえながら、必要に応じて改訂・追加する場合がありますのでご留意ください。

1 基本的な感染防止対策

今後も引き続き、「三密」の回避、「人と人との距離の確保」、「手指消毒」、「換気」等を励行します。

2 マスク着用

生徒は屋内・屋外をとわず「個人の判断に委ねる」ことを基本としますが、感染防止対策としてのマスク着用が効果的である場面などにつきましては、マスクの着用を推奨します。また、咳・くしゃみなど風邪症状がある場合は、マスク・ティッシュ・ハンカチを利用した咳エチケットに協力をお願いします。

3 体調管理

5月8日より、Google フォームの「健康調査」は不要とします。ただし、各自で十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけ、健康管理に留意してください。

4 生徒本人が罹患した場合

インフルエンザと同じ対応となるため、新型コロナウイルス感染症に罹患した場合は、学校保健安全法の規定により「出席停止」の措置となります。したがって、感染を疑われる症状がある場合、濃厚接触者になった場合などは出席停止になりません。(ただし、学校の判断で出席停止の措置を講じる場合もあります。)

出席停止期間とは「発症日を0日として5日間経過かつ症状が軽快して24時間経過するまでの期間」です。まずは、外出を控え、この期間にやむを得ず外出する場合は、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。出席停止期間が終了しても、発症後10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があるため、マスクを着用し、高齢者ハイリスク者との接触を控え、周りの方への配慮をお願いします。

※本校で発行している病欠証明書（添付書類含む）の提出をお願いします。

5 同居家族が罹患した場合

濃厚接触者の特定はないため、登校は可能ですが、7日目までは発症する可能性があることから、自身の体調に特に留意し、マスク着用などの感染対策を心がけてください。